

令和4年11月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 佐藤正学



令和2年(家ホ)第24号 離婚等請求事件

口頭弁論終結日 令和4年9月6日

判 決

5 本 籍 宮城県 [REDACTED]

住 所 宮城県 [REDACTED]

原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

本 籍 原告と同じ

10 住 所 仙台市 [REDACTED]
[REDACTED]

(別紙1物件目録記載の土地建物の登記記録上の住所 原告と同じ)

被 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

15 主 文

- 1 原告と被告とを離婚する。
- 2 被告は、原告に対し、財産分与として、1965万円を支払え。
- 3 被告は、原告に対し、別紙1物件目録記載1の土地につき財産分与を原因とする所有権移転登記手続及び別紙1物件目録記載2の建物につき財産分与を原因とする被告持分全部移転登記手続をせよ。
- 20 4 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 主文1項と同旨

25 2 被告は、原告に対し、財産分与として、相当額の金員を支払え。

第2 事案の概要

4 争点に関する当事者の主張

(1) 分与対象財産確定の基準日について

(原告の主張)

ア 基準日は、被告が原告に何の連絡もなく韓国企業を退社して韓国から帰国し、仙台市内のマンションを購入していた、平成30年5月1日とするのが相当である。

被告が主張する韓国に移住して早々に家庭内別居となったとの事実はない。韓国では、学校行事に夫婦ともに参加したり、家族で韓国国内での旅行やグアム、サイパン旅行にも行っている。被告の会社同僚とも家族ぐるみで交流があったし、双方の親兄弟がそれぞれ韓国に旅行に来た際には、自宅に泊まってもらい、夫婦でソウルを案内している。原告が理由もなく長女を被告から遠ざけたことはない。被告はすぐにかつとなるところがあり、長女に対してもすぐに怒鳴るなどしたため、長女が被告を怖がり、被告を避けるようになってしまったのである。

イ 原告と長女が帰国した後、原告と被告が不仲であったとの被告の主張は事実に反する。原告と長女が平成20年6月に帰国した後、被告は、被告がゴールデンウィーク、お盆休暇、年末年始休暇などに帰国し、家族で被告の■の実家へ帰省したり、家族で旅行に行ったりしていた。長期休暇でしか、ゆっくり帰国できないため、年2、3回の帰国となるのは当然である。帰国した際には普通の家族関係であった。そのほかに、家族で海外旅行にも行っている。

被告は、平成28年秋に、原告が乳がん検査で擬陽性となった時には、心配して韓国から帰国したこともあった。原告は、平成29年2月中旬に長女の大学の合格発表があり、長女の合格がわかると、被告にその旨報告した。

被告は、海外在住のため除籍になっていた住民票を、平成30年に日本

に帰国した際に、原告と長女と同じ■■■■の住所とし、家族3人の世帯主として登録している。この事実からも、被告本人に、3人家族の長としての認識があり、家族として機能していたことを示している。

原告と被告は、交際当時からこまめに連絡を取り合っておらず、被告の帰省については、長女が生まれてすぐに神奈川県へ単身赴任するようになった際も、韓国から原告と長女が帰国した後も、いずれでも帰省できるときに被告から連絡するというのが夫婦のスタンスであり、これは今に始まったことではなく、結婚当初からのことである。

(被告の主張)

10 ア 基準日は、原告と長女が日本に帰国した平成20年6月6日とするのが相当である。

原告は、理由もなく長女を被告から遠ざける言動をとるなどしたことから、夫婦関係は険悪になり、韓国に移住して早々に家庭内別居状態となった。家庭内別居状態が続き、婚姻関係が破綻した結果、原告は長女を連れて日本に帰国し、被告と別居したものである。したがって、基準日は、婚姻関係が破綻した時期である平成20年6月6日とするのが相当である。

15 イ 被告は、平成20年6月に原告と別居してからは、原告と会うのは年に数日であり、それも主に長女に会いたいという思いから、やむを得ず原告とも会っていたものである。原告と長女と一緒に旅行に行ったり、■■■■の被告の実家に帰省したこともあるが、それも主に長女と過ごしたいという思いや、■■■■の両親に心配をかけたくないという思いからであった。また、長女の前で原告と不仲な様子を見せるわけにはいかないことから、表面的には原告とも円満なように振舞っていたにすぎない。原告と被告は、基本的には何の連絡も取らずに、互いに関与しない状態だった。

25 原告が、平成28年10月に、乳がん検査で擬陽性になり、被告が韓国から帰国したことはあるが、これは原告を心配したからではなく、原告と

同居する長女の生活が気がかりだったからに過ぎない。

そして、被告は、平成28年10月以降、原告と直接会ったことは一度もない。平成29年及び平成30年には、被告は盆正月にも[REDACTED]の自宅に行かなかったが、原告からの連絡は一切なかった。

5 被告が、平成30年5月に帰国した際に、住民票を[REDACTED]に置いたのは、帰国の際にその方が便利だと思ったためであり、また、その後住民票を移転しなかったのは、住民票を移転すると、財産分与との関係で不利になる可能性があると考えたためである。被告は、韓国企業を退社して帰国することを、被告の両親には伝えており、連絡先も伝えていたが、原告に
10 は帰国や連絡先を伝えずに帰国しており、このことから、既に婚姻関係が破綻していたことは明らかである。

(2) 原告の被告に対する財産分与請求額について

(原告の主張)

原告主張の基準日（平成30年5月1日）に存在した原告・被告各名義の
15 分与対象財産は別紙2「婚姻関係財産一覧表」（以下「本件一覧表①」という。）のとおり、被告主張の基準日（平成20年6月6日）に存在した原告・被告各名義の分与対象財産は別紙3「婚姻関係財産一覧表」（以下「本件一覧表②」という。）のとおりである。原告の主張は以下に適示するほか、本件
20 一覧表①及び②の原告主張額欄及び証拠・備考欄中の記載のとおりであり、原告は、被告に対し、相当額の財産分与を求める。

ただし、被告は、韓国での資産状況、収入状況等について、具体的に明らかにしないが、被告は、婚姻費用分担審判において、現在の資産が6000万円程度と述べており、被告は、日本に帰国後、収入がほぼないとしている
25 ことからすると、原告主張の基準日の被告名義の資産・負債全般について、判明している以上の財産があるはずである。

ア 原告名義の資産・負債1-1（本件一覧表①記載の番号。以下、婚姻関

係財産一覧表記載の番号を引用する際は、本件一覧表①記載の番号を示すこととする。) 記載の不動産並びに被告名義の資産・負債 1-1 及び 1-2 記載の不動産 (以下、土地について「自宅土地」、建物について「自宅建物」という。)

5 自宅土地の評価額は、最新の固定資産税評価額 (乙 6) のとおり、424 万 3 5 0 9 円とすべきである。原告提出の査定書 (甲 1 8) では自宅建物が補修を要する状況であることを考慮して、補修費用を差し引いて、土地建物合計で 4 9 0 万円程度とされている。また、自宅建物は、令和 4 年 3 月の地震により大きな被害があり、今後多額の修繕費用が必要な状態であるため、本件建物に価値がないことは明らかである。

10 イ 原告名義の資産・負債 2-7 記載の預貯金 (以下「長女名義の積立預金」という。)

上記長女名義の積立預金は、子どもに対する贈与目的の預金であり、長女の固有の財産であって、また、家族の生活費としての貯蓄目的とは異なるものであるため、分与対象財産には含まれない。これは夫婦の合意に基づいており、被告も預金の趣旨については当時から承知済みである。

15 ウ 被告名義の資産・負債 2-4 記載の預貯金 (以下「ウリ銀行の預金」という。)

被告名義のウリ銀行の預金の残高についての被告の主張は裏付けがなく、また、被告はウリ銀行以外の韓国の金融機関に口座を有していた可能性があるにもかかわらず、その財産状況を開示しない。

20 被告の韓国での年収が 1 6 0 0 万円であったことから、平均すると月収は 1 3 3 万円ほどになり、ここから、被告の生活費 (月額 2 0 万円)、原告と長女の生活費 (月額 4 0 万円) を控除すると、貯蓄可能額は月 7 3 万円と見込まれる。平成 2 0 年 6 月から平成 3 0 年 4 月までの 9 年 1 1 か月で計算すると、8 6 8 7 万円 (= 7 3 万円 × 1 1 9 か月) となり、ここから、

下記ピクテ投資信託の購入費用（５３６０万円）を差し引くと、残金は３
３２７万円となる。

したがって、原告は、原告主張の基準日時点で、被告のウリ銀行の預金
（それ以外の韓国の預金を含む。）として、少なくとも３３２７万円を評
価額として主張する。

エ 被告名義の資産・負債３－１記載の株式（以下「ピクテ投資信託」とい
う。）

原告は、ピクテ投資信託については、原告名義で購入した時点では利回
りもよかったため、被告とも合意の上購入したが、被告が購入した際には、
配当が落ちてきて、今後厳しいとの予想を聞いたため、原告は購入を反対
していた。にもかかわらず、被告はこれを購入し、損失を出しており、こ
の損失を持ち戻して、財産分与をすべきである。被告がピクテ投資信託の
購入に費やした金額が本来あるべき財産の額であり、これを分与対象財産
の評価額として主張する。

オ 被告名義の資産・負債４－１記載の年金（以下「韓国の年金」という。）

韓国では、会社員の保険料率は、使用者４．５％、加入者４．５％で合計
９％とのことであり、被告の年収が１６００万円韓国にいた１３年の合
計が２億０８００万円であるところ、その９％に相当する１８７２万円の
年金を将来受け取ることができるものと考えられる。

日本では、年金分割ができるが、被告は、日本での年金加入期間が短い
ため、本来であれば、韓国の年金も含めて年金分割を希望するが、それが
制度上できないのであれば、１８７２万円を財産分与において、被告の資
産に加えるのが相当である。

カ 被告名義の資産・負債５－１記載の退職金

被告の韓国での勤務先の在職状況に照らして、平成３０年５月１日の時
点で、被告は少なくとも１６２１万２９４５円の退職金を得ていたはずで

あり、これを原告主張の基準日時点の退職金の評価額として主張する。

キ 原告は、長女が大学に入学して以降、多額の大学費用と仕送り分を支払ってきたが、これは被告も負担すべきものであり、財産分与において考慮すべきである。

5 長女の大学入学以降、長女の養育にかかった費用は、長女への仕送り、不動産賃貸借契約の初期費用、大学学納金、運転免許取得費用、二重整形費用などで、合計1322万9070円（甲75）である。

ク 被告は、被告が標準的に支払われるべき婚姻費用よりもはるかに高額
10 婚姻費用を支払っており、算定表によって相当とされる婚姻費用を上回る部分は、財産分与の前渡しとして評価すべきであると主張する。原告は、被告が原告に対して送金した金額（合計5843万円）については争わな
いが、被告は、当事者双方の収入や生活状況等を踏まえて、原告と協議し、
合意の上で、婚姻費用を支払ってきたものであるし、被告が支払ってきた
15 金額は、著しく相当性を欠くようなものではなかった。また、被告は、支払われるべき婚姻費用とその差額について主張するが、原告は、生活費として被告の仕送りを使用し、自身の収入は貯金しており、その預金は共有財産として計上している。したがって、本件において、財産分与の前渡し
があったと評価するのは相当ではない。

ケ 被告は、清算割合を2分の1とするのが公平に反すると主張するが、
20 財産分与においては、特別の事情がない限り、清算割合を2分の1とするのが基本であり、被告の年俸が平均的年収より高いとしても、特別の努力や能力によって得られたというほどのものではなく、本件において特別な事情は存在しない。

25 また、原告は、平成20年6月、長女と共に帰国した後も、被告の単身赴任中、日本において、家庭を守り、長女の養育の責任を果たすなどして、被告が韓国で仕事をするのを支えてきたものであり、原告が被告の生活や

資産形成に寄与することはなかったとの主張は当たらない。本件においては、清算割合を2分の1とするのが相当である。

(被告の主張)

原告主張の基準日（平成30年5月1日）に存在した原告・被告各名義の
5 分与対象財産は別紙2「婚姻関係財産一覧表」（以下「本件一覧表①」とい
う。）のとおり、被告主張の基準日（平成20年6月6日）に存在した原告・
被告各名義の分与対象財産は別紙3「婚姻関係財産一覧表」（以下「本件一
覧表②」という。）のとおりである。被告の主張は以下に適示するほか、本件
一覧表①及び②の被告主張額欄及び証拠・備考欄中の記載のとおりである。

10 ア 原告名義の資産・負債1-1記載の不動産並びに被告名義の資産・負債
1-1及び1-2記載の不動産（自宅土地及び自宅建物）

自宅土地及び自宅建物の評価額は、被告提出の査定書（乙15）のと
おり、土地建物合計で1130万円程度とするのが相当である。

原告は、自宅建物について、補修が必要であることなどを理由に無価値
15 であるなどと主張するが、被告提出の査定書は経年劣化を考慮したもので
あるところ、建築後ある程度の期間が経過した不動産については、何らか
の補修等が必要であることは査定的前提となるが、仮に何らかの補修が必
要であるとしても、補修費用を査定額から差し引くのは相当ではない。

イ 原告名義の資産・負債2-7記載の預貯金（長女名義の積立預金）

20 長女名義の積立預金は、長女の将来の進学等に備えて貯蓄したものであ
り、実質的に夫婦に帰属しているとみるべきであり、分与対象財産とする
のが相当である。

ウ 被告名義の資産・負債2-4記載の預貯金（ウリ銀行の預金）

被告は、韓国における預貯金は、主にウリ銀行に預入しており、ウリ銀
25 行の預金口座から、被告名義の資産・負債2-2記載の七十七銀行村田支
店の被告名義の口座に送金して持ち帰った。また、被告は、平成17年か

ら平成20年6月まで、給与をウリ銀行の口座で受給していたが、資産形成はウォンではなく、円で行おうと考えていたので、当時の生活費として必要な分以外はすべて、原告が管理していた被告名義の資産・負債2-1記載の七十七銀行村田支店の被告名義の口座に送金していた。したがって、
5 被告主張の基準日の被告名義の韓国の預貯金はあったとしても数十万円程度である。

また、被告は、三星証券に口座を作り、株の取引を行っていた。帰国時に解約はしていないので、まだ口座は存在していると思われるが、
10 ■■■■■の株を購入し、損失が出ていたため売らずに放置している。

被告が韓国で使っていた銀行はウリ銀行、証券は三星証券だけで、他にはない。被告の帰国後、韓国に残っている被告の資産は日本円で20～30万円程度と思われる。

原告は、被告の年収などからウリ銀行の預金（それ以外の韓国の預金を含む。）の評価額を主張するが、被告の年収は1600万円程度であったところ、手取りは1500万円程度であったため、平成20年から平成30年までの10年間で1億5000万円程度である。この金額から、①被告名義のピクテ投資信託の購入費用（5360万円）、②被告が原告に送金した総額5843万円、③被告自身の生活費3000万円（月額25万円×120か月）を差し引くと、697万円程度になる。そして、上記のとおり、被告は帰国する際、ウリ銀行の預金を七十七銀行等に移しているから、原告主張の金額がウリ銀行の預金に残っていることはない。
15
20

エ 被告名義の資産・負債3-1記載の株式（ピクテ投資信託）

原告は、被告名義のピクテ投資信託について、損失が出ているため、その分を補填すべきであると主張するが、平成20年6月、原告が自らの判断で帰国し、別居に至っているのであるから、それ以降に被告が得た財産は被告の特有財産である。したがって、それを投資したことにより生じた
25

損失につき、被告が原告に対して何らかの責任を負うことはない。

オ 被告名義の資産・負債 4 - 1 記載の年金（韓国の年金）

原告は、韓国の年金の保険料率は収入の 9%であると主張するが、実際はそのような多額の保険料は徴収されていなかった。年金保険料算定の基礎となる報酬月額には一定の上限があり、せいぜい、年金保険料は最高でも約 3 万 5 0 0 0 円である。

また、韓国における年金も、支給開始年齢に達した後、加入期間に応じて、毎月少額ずつ支給されるものである。そして、韓国における老齢年金は、2033年までに支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられることが予定されているとともに、原則として加入期間20年以上を要し、20年未満場合には、減額して支給されるものである。被告の韓国での在職年数は12年と限定されるから、仮に年金を受給できるとしても低額にとどまると考えられる。

しかも、給付額は、複雑な計算式を用いて算出されるものであり、仮に被告が年金を受給できるとしても、毎月いくら受給できるのか全く不明である。なお、原告が被告と韓国で同居した期間はわずか3年程度であるから、被告の韓国の年金につき仮に権利を有するとしても極めてわずかなものであると考えられる。

カ 被告名義の資産・負債 5 - 1 記載の退職金

被告の退職金は、原告への婚姻費用として送金されたり、円に換えて、被告名義の日本国内の預貯金となったりしたのであって、原告が主張するような退職金は原告主張の基準日に残ってはいなかった。

キ 原告は、原告が負担した長女の養育にかかった費用を財産分与において考慮すべきと主張するが、被告が帰国して以降、被告は自ら設立した会社で研究に専念しているため、実質的には無収入であり、ピクテ投資信託等を切り崩して生活している。一方、原告は、平成31年には約236万円

の年収を得ており、むしろ原告の収入が被告に比べて多い状況である。そのような状況においても、被告は長女が大学を卒業するまで、婚姻費用分担審判で定められた月額5万円を負担していた。したがって、むしろ被告が収入に見合わない程度の負担をしていたのであり、長女の養育にかかった費用を財産分与において考慮する必要はない。

ク 仮に、原告の主張する基準日で考えるとしても、被告は、標準的に支払われるべき婚姻費用よりもはるかに高額の婚姻費用を支払ってきた。

この点、別居中の夫婦の一方が自発的又は合意に基づいて他方に対して婚姻費用の分担をしている場合、その額が当事者双方の収入や生活状況に鑑みて著しく相当性を欠くような場合には、標準算定方式に基づいて算出した額を上回る部分を財産分与の前渡しとして評価しうる（大阪高決平成21年9月4日・家月62巻10号54頁参照）。

そして、平成20年6月以降、①原告に対して支払ってきた婚姻費用（合計5843万円）と②算定表上支払われるべき婚姻費用、①と②の差額すなわち過当に支払われた婚姻費用は別紙4記載のとおりであり、その合計額は2975万円にものぼる。したがって、これは財産分与の前渡しと評価すべきものである。

ケ さらに、清算割合を定めるには、被告の資産形成への寄与度を考慮すべきである。被告は、平成17年5月、韓国企業に半導体の技術者としてヘッドハンティングされ、その結果、年間1600万円程度の年俸を得ることができたものである。被告が13年もの長期にわたって高額の年俸を得られたのは、被告の特別の努力や能力によるものであり、これによって資産形成がされたものであるから、被告の寄与度は大きく、清算割合を2分の1とするのは公平に反する。

また、仮に、原告主張の基準日で考えるとすると、原告は、平成20年6月、被告と別居し、何ら家事等によって被告の生活や資産形成に寄与す

5 (4) 原告は、平成20年頃まで、被告の収入の入金する口座を含めて、夫婦の財産を管理していたが、被告は、平成20年2月、新たに口座を作って、被告の収入をその口座に入金するよう変更し、自身で被告の収入を管理するようになった。原告は、被告が自身で被告の収入を管理するようになったことについて、被告が稼いだお金なので、特に異論はなく、管理を任せることにした。(乙2の1)

原告と長女は、平成20年6月6日、日本に帰国した。

10 被告は、引き続き、韓国企業で働いており、長期休暇(ゴールデンウィーク、お盆休暇、年末年始休暇等)を利用して日本に帰国していた。原告と被告は、密に連絡を取るということはなかったが、被告は、帰国が決まると、原告に対して連絡するようにしていた。

15 原告と被告は、長女を連れて、平成23年1月に香港旅行に行き、平成25年5月には原告が長女を連れて韓国に行き、平成26年8月にボルネオ島旅行に行き、韓国国内も旅行した。被告は、旅行中にホームビデオを撮るなどし、原告及び長女と共に旅行を楽しんでいる様子であった。(甲20、57~66)

20 (5) 被告は、その後、XXXXXXXXXX株式会社を退社し、平成23年4月、別の韓国企業に転職したが、2か月で退職し、同年8月から、韓国企業であるXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX株式会社に転職し、開発・研究職として勤務した。

25 (6) 長女は、平成26年4月、高校に入学したが、同年秋頃から精神的な不調を訴えるようになった。(甲74)

原告は、平成28年10月、乳がん検査で擬陽性となった。被告は、これを聞き、長女の生活のことなどを心配して、すぐに日本に帰国した。

25 被告は、平成28年のお盆休暇の際にも、日本に帰国し、長女の進路について聞いていたが、平成28年10月に帰国した際に、長女の進路について聞いたところ、話が二転三転していると感じ、安易に進路を変えることにつ

いて長女と話をした。そうしたところ、長女はその場を立ち去ってしまい、被告と長女はその後顔を合わせない状況となった。(甲93)

被告は、平成28年10月以降、原告の住む[]の自宅に帰っていない。

原告は、平成29年、長女の大学入試の関係で被告と連絡を取っており、長女が大学に合格した際には、長女が被告に電話をしてその旨報告した。平成29年4月に長女が大学に入学した後は、原告は、被告と連絡を取ることはなかった。(甲92、93)

(7) 被告は、平成20年6月から平成29年4月までの間、別紙4「①七十七銀行・村田支店・[]への送金額(実際に支払われた婚姻費用額)」欄の入金額記載のとおり、被告名義の七十七銀行の村田支店の普通預金口座(本件一覧表①記載の被告名義の資産・負債2-1記載の預金)(以下「被告名義の送金口座」という。)に送金する方法で、原告に送金をした。原告は、被告名義の送金口座から、生活費や長女の学費などを支出したほか、原告及び被告名義の保険料を支払い、原告及び長女名義の積立預金(本件一覧表①記載の原告名義の資産・負債2-2及び2-7記載の預金)に送金するなどしていた。(甲92、乙3、7)

被告は、平成29年4月29日、500万円を被告名義の送金口座に送金したところ、原告は、5月22日から23日にかけて、合計191万円を出金した。被告は、原告が多額の金を出金したことに不信感を抱き、平成29年5月24日、300万円を被告名義の送金口座から出金し、これを同口座から引き上げた。被告は、それ以降、原告への継続的な送金を止め、その後、被告名義の送金口座に、平成30年6月と8月に合計約10万円程度の送金をした。(なお、別紙4には平成29年6月18日、6月27日及び8月24日の送金についての記載があるが、いずれも平成30年6月18日、6月27日及び8月24日の送金の誤りと思われる。)(乙3)

原告は、平成29年5月、従前の被告名義の送金口座に送金する方法によ

る送金が止まり、それ以降、被告からの継続的な送金が止まったが、被告に対し、生活費などを送金するように依頼したり、連絡することはなかった。

- 5 (8) 被告は、平成30年2月、[REDACTED]株式会社を退社し、帰国することとなった。被告は、[REDACTED]株式会社から退職金として税込みで900万円程度を受け取った。

被告は、平成30年4月27日、韓国の預金口座から1498万5004円を被告名義の七十七銀行村田支店の普通預金口座（本件一覧表①記載の被告名義の資産・負債2-2記載の預金）（以下「被告名義の七十七銀行口座（村田支店）」という。）に送金した。（乙1の2）

10 被告は、平成30年5月1日、日本に帰国し、仙台市内に購入したマンションに入居したが、原告に対し、日本への帰国や日本での連絡先などを伝えなかった。被告は、日本に帰国した際、海外在住のため除籍になっていた住民票を、原告と長女と同じ[REDACTED]の自宅の住所とし、原告、被告及び長女の世帯主として登録した。

15 原告は、平成30年8月、被告が日本に帰国し、仙台市内のマンションに住んでいることを知った。

- 20 (9) 被告は、帰国後、平成30年6月、[REDACTED]株式会社を設立し、現在まで、単独で半導体の研究開発をしている。被告は、研究開発事業において、収益を上げていない。被告自身の収入が入ったことはなく、被告は、貯蓄を切り崩して生活している。被告は、遅くとも令和2年2月頃までに、ピクテ投資信託を全て売却し、売却代金で別の投資信託を購入した。（甲93、乙16）

原告は、長女が中学校に入学したころから働いており、令和元年は236万4638円の給与収入があった。（乙16）

- 25 (10) 原告は、平成31年3月、被告に対し、婚姻費用分担金の支払を求めた。原告は、令和元年5月30日、婚姻費用分担調停事件（仙台家庭裁判所令和

元年（家イ）第683号）を申し立てたが、同年11月25日に不成立となり、審判事件（仙台家庭裁判所令和元年（家）第832号）に移行した。

被告は、上記審判事件の審問期日において、被告の預貯金は投資信託も含めて合計6000万円程度であり、仙台市内のマンション購入に五百数十万円と車両購入に五十数万円と ██████████ 株式会社における研究開発事業のための費用（特許取得費用など）に500万円以上使っているから、その程度しか残っていないと述べた。

上記審判事件の審判（以下「本件婚姻費用審判」という。）において、仙台家庭裁判所は、原告の収入を上記(9)記載の金額とし、被告の収入について、少なくとも非正社員の短期労働者としての潜在的稼働能力があると認めて、賃金センサスにより年額142万6987円（給与収入）として婚姻費用を算定することとし、長女が大学を卒業する予定である令和3年3月までは月額5万円と定めた。これは、長女を未成熟子として、標準算定方式に基づく算定表（司法研究報告書第70輯第2号参照）の上限である1万円に、長女の学費の上乗せ分として長女の大学の年間学納金相当額である110万円と標準算定方式で考慮されている公立高等学校の平均的な学費である年額25万9342円との差額である年額84万0658円を月額換算した約7万円の半額である4万円（1万円未満を切上げ）を加算した金額を、被告が分担すべき金額と定めるのが相当と判断したものである。その上で、本件婚姻費用審判において、被告は、原告に対し、平成31年3月分から令和2年7月分までの婚姻費用分担金として85万円（月額5万円×17か月）の支払と令和2年8月から令和3年4月まで月額5万円の支払を命じられ、その後、同審判は確定した。（甲92、93、乙16）

2 争点（財産分与）について

(1) 分与対象財産の確定の基準日について

ア 前記前提事実及び前記認定事実によれば、分与対象となる共有財産確定

の基準日は、被告が韓国から日本に帰国したにもかかわらず、原告が住んでいる[REDACTED]の自宅ではなく、仙台市内に購入したマンションに入居し、別居するに至った平成30年5月1日とするのが相当である（以下、同日を「本件基準日」という。）。

5 原告と被告は、平成20年6月6日、原告が長女を連れて日本に帰国して以降、別居して生活しているが、被告は長期休暇などを利用して日本に帰国して原告及び長女と過ごすことがあり、平成29年4月までは原告に生活費などとして継続的に送金をしており、原告は長女が中学校に入学したころから働いているが、被告からの送金で生活費や長女の学費を賄い、
10 原告及び被告名義の保険料の支払をしていたと認められる。かかる経緯を踏まえると、平成20年6月6日に原告が帰国した時点において、原告と被告の共有財産形成に向けた経済的協力関係が終了したとは認められず、被告が日本に帰国したにもかかわらず原告と別居するに至った平成30年5月1日（本件基準日）をもって、経済的協力関係が終了したとみるべきである。
15

イ 被告は、原告と被告は、原告が平成20年6月6日に日本に帰国する以前に家庭内別居状態が続いており、既に婚姻関係は破綻していたのであって、同日に別居して以降、婚姻関係は形骸化していたから、基準日は平成20年6月6日とすべきと主張する。

20 前記認定事実(3)のとおり、原告と被告は、韓国での同居期間中、別の部屋で就寝していたが、長女を連れて度々旅行に行くなどしており、夫婦関係が悪化していたことを示す事情はうかがわれぬ。被告本人は、夫婦関係が悪化しており、家庭内別居状態であったと述べるが、被告の述べるところを裏付ける客観的な証拠はなく、信用性に欠けると言わざるを得ない。
25

原告が平成20年6月6日に日本に帰国した後も、被告は長期休暇を利

用して日本に帰国し、旅行に行くなどしており、ホームビデオには被告が原告と長女と共に旅行を楽しんでいる様子が認められる（前記認定事実(4)）。被告は、長女の前では表面的に円満に振舞っていたにすぎないと主張し、被告本人もこれに沿った内容を述べるが、上記旅行の際の状況や夫婦関係が悪化していたことを示す事情が特段ないことなどに鑑みると、原告が帰国した時点及び帰国後しばらくの間は、夫婦関係が悪化していたとは認められず、概ね平穏に推移していたとみるのが相当であり、被告の上記主張は採用できない。

被告は、平成20年2月に被告の収入を管理するようになっており（前記認定事実(4)）、これをもって、経済的協力関係が終了したとも主張するが、原告は被告の収入を管理することに異論はなかったとしており、原告と被告の合意の上で財産の管理状況を変更したとみるのが相当であり、また、被告は自身の収入を管理した上で、原告に送金を続けていることなどに照らせば、被告主張の上記事情をもって夫婦の経済的協力関係が終了したとみるのは相当ではない。

ウ なお、夫婦の経済的協力関係の終了時期と婚姻関係破綻の時期とは必ずしも一致するものではないが、被告の主張との関連で、原告と被告の婚姻関係破綻の時期について、以下で検討する。

前記前提事実及び前記認定事実によれば、原告と被告の夫婦関係は、平成28年10月に原告が乳がん検査で擬陽性となった際に、被告が帰国した頃までは概ね平穏に推移していたと推認されるが、被告は、平成28年10月以降、原告の住む自宅に帰っておらず、平成29年4月に長女が大学に入学した後は、原告と被告が連絡を取ることもなくなっており、被告と長女の関係に不和が生じたこともあり（前記認定事実(6)）、夫婦関係の希薄化が進んだものと推認される。特に、被告は、平成29年4月29日に500万円を被告名義の送金口座に送金したところ、原告が、その直後

に合計191万円を出金したことから原告に対する不信感を強め、平成29年5月以降、継続的な送金を止めるに至った。これに対して、原告は、生活費などを送金するように依頼したり、連絡することはなかった（前記認定事実(7)）ものであり、原告としても夫婦関係の希薄化は認識しているところだったと推認される。そうした状況の中で、被告は、平成30年5月1日に、原告に事前に連絡することなく日本に帰国し、仙台市内にマンションを購入して入居し、原告と別居するに至ったものであるから、遅くとも被告の帰国した時期までには婚姻関係が破綻したと認めるが相当である。

エ したがって、被告は種々主張するところではあるが、いずれも上記アの結論を左右するものではなく、以下では、平成30年5月1日を本件財産分与における基準日（本件基準日）とした上で、具体的な財産分与額について検討することとする。

(2) 原告の被告に対する財産分与請求額について

ア 本件基準日に存在した分与対象財産の現在の評価額は、以下に補足するほか、別紙2の本件一覧表①「認定証拠」欄記載の証拠及び同「認定理由」欄記載の理由により、同「認定額」欄記載のとおりと認める。

(ア) 原告名義の資産・負債1-1記載の不動産並びに被告名義の資産・負債1-1及び1-2記載の不動産（自宅土地及び自宅建物）について

自宅土地の評価額については、原告提出の査定書（甲18）によれば約600万円（≒土地価格666万円×市場調整率90%）、被告提出の査定書（乙15）によれば620万円とされており、各査定書中の土地の査定過程に明らかに不合理な点は見当たらないことなどに鑑み、両査定価格の平均値である610万円をもって相当と認める。

なお、原告提出の査定書は、自宅建物が補修を要する状況であることを考慮して、補修費用を差し引いて、土地建物合計で490万円程度と



5 しており、原告は同査定書を踏まえ、自宅土地の評価額は固定資産税評価額によるべきと主張するが、自宅建物が取壊しを要する建物なら格別、多額の補修費用を建物価格のみならず土地価格からも控除するとする点は相当とは言い難く、また、補修費用も原告が提出した見積書記載の金額をそのまま控除したにとどまるから、原告提出の査定書において土地建物の評価額を合計で490万円程度とする点は採用できない。また、かかる原告提出の査定書を踏まえて、自宅土地の評価額は固定資産税評価額によるべきとの原告の主張も採用できない。

10 自宅建物の評価額については、原告提出の査定書（甲18）によれば177万円（上記補修費用控除前の建物価格に市場調整率を乗じた額）、被告提出の査定書（乙15）によれば510万円とされているところ、原告提出の査定書においては自宅建物について内見している様子も見受けられ、上記補修費用をそのまま控除する点は相当でないが、まずは原告提出の査定書記載の177万円を前提に検討する。原告は、査定書添付の補修費用の見積書（324万円）に加え、令和4年3月の地震により更に補修を要する状況になったとして見積書（約80万円～約89万円）（甲96、97）を提出する。他方で、原告本人及び被告本人によれば、平成23年3月11日の地震の際の損傷については必要な補修をし、令和4年3月の地震の際の損傷については補修しないで原告が暮らし続けていることが認められる。かかる事情を総合的に考慮すると、原告が提出する見積書記載の補修費用を自宅建物の評価額からそのまま控除するのは相当でないものの、自宅建物の評価額は上記177万円よりは低額にならざるを得ないと認められ、100万円程度とみるのが相当である。

25 (イ) 原告名義の資産・負債2-7記載の預貯金（長女名義の積立預金）について

前記認定事実(7)のとおり、長女名義の積立預金は、被告名義の送金口座から積み立てられたものであり、その原資は被告が原告に送金した被告の給与であり、夫婦共有財産である。原告本人及び被告本人によれば、長女名義の積立預金は長女の教育費又は結婚資金のために、夫婦共有財産から長女名義で貯金をしていたものと認められ、長女固有の資産とは認められない。

なお、原告は、長女名義の積立預金は長女に対して贈与されたものであると主張するが、被告はこれを否認しており、上記事情を踏まえると、長女名義の積立預金が長女に贈与されたものであるとは認め難い。

したがって、長女名義の積立預金は、実際にこれを管理しているのは原告であることから、原告名義の資産として分与対象財産とするのが相当である。

(ウ) 被告名義の資産・負債 2 - 4 記載の預貯金 (ウリ銀行の預金) について

被告名義のウリ銀行の預金については、被告によれば、インターネットを介して残高を管理しており、通帳は持っておらず、被告が平成30年5月に帰国した後は、インターネットを介して取引履歴等を取得することができなくなり、ウリ銀行の日本国内の支店においても取引履歴等を取得できなかったとして、客観的な資料が一切提出されていないため、ウリ銀行の預金の本件基準日の残高は明らかでない。

そして、被告本人によれば、ウリ銀行の預金はあったとしても少額(20万円から30万円程度)であり、被告は、韓国国内の預金口座に入る給与収入は適宜日本国内の預金口座に送金しており、帰国時に韓国国内の預金口座にあった残高のほとんどを日本国内の預金口座に送金したと主張する。前記認定事実(8)によれば、被告は、平成30年4月、韓国の預金口座から約1498万円を被告名義の七十七銀行口座(村田支店)

に送金しており、帰国時に韓国国内の預金口座にあった残高を日本国内の預金口座に送金したとする点は裏付けられるところである。

ところで、原告及び被告はそれぞれに被告が韓国企業から得ていた年収から被告の帰国時の預金残高を推計しているところ、被告が主張するところに沿って検討するに、被告は、年収1600万円（前記認定事実(2)）は額面であり、手取は1500万円程度であった主張し、平成20年から平成30年までの10年間において合計1億5000万円程度であり、この金額から①被告名義のピクテ投資信託の購入費用5360万円（甲22）、②被告が原告に送金した金額5843万円（前記認定事実(7)、別紙4のとおり）、③被告自身の生活費3000万円（月額25万円×120か月）を差し引くと、797万円程度になると主張する（なお、被告は697万円と主張しているが、797万円の誤りと思われる。）。被告の主張は、①及び②については括弧内の記載の証拠等によって裏付けられるところであり、被告自身の生活費を月額25万円とする点がやや多額にも思われるが、これも不合理とまでは言えない。そして、前記認定事実(8)によれば、被告は平成30年2月に ██████████ 株式会社の退職金として税込みで900万円程度を受け取っており、797万円に退職金850万円（税込み900万円から手取額を概算したもの）を加えると、被告の帰国時の預金残高は1647万円と推計される。他方、原告主張の推計は、例えば、原告と長女の生活費を月額40万円としているが、原告への送金額と一致せず、被告の帰国時の預金残高の推計としてやや過大となっていると言わざるを得ない。

被告は、平成30年4月、韓国の預金口座から約1498万円を被告名義の七十七銀行口座（村田支店）に送金しており、これを上記推計に基づく1647万円から控除すると約150万円となる。被告本人は、上記のとおり、ウリ銀行の預金に20万円から30万円程度が残ってい

るにとどまると述べるが、被告がウリ銀行の預金に関する客観的な資料を一切提出しないことに鑑みると、被告本人の残高についての供述をそのまま信用するのは相当ではなく、本件に現れた一切の事情を考慮し、ウリ銀行の預金の残高については150万円と認めるのが相当である。

5 (エ) 被告名義の資産・負債3-1記載の株式(ピクテ投資信託)について
証拠(甲22、98、乙4、14、株式会社七十七銀行からの令和4年
4月22日付照会事項回答書)及び弁論の全趣旨によれば、被告は本件
基準日にピクテ投資信託を1億4231万1972口保有していたところ、
10 ①平成31年3月6日、同月13日及び同月20日、一部を売却し
精算金額として合計635万7823円を取得し、②令和元年9月13
日、一部を売却し精算金額として1299万8790円を取得し、③令
和元年10月3日、一部を売却し精算金額として1241万6000円
を取得し、同時点でピクテ投資信託の保有口数は4000万口となった。
そして、前記認定事実(9)のとおり、④被告は、令和2年2月までにピク
15 テ投資信託を全て売却していることが認められる。その売却時期が明ら
かでないため、上記③の時点の単価3104円/1万口を採用すること
とし、⑤令和元年10月3日時点での保有口数4000万口については
1241万6000円(=4000×3104)と認める。

被告は、本件基準日に保有していたピクテ投資信託を口頭弁論終結時
20 (令和4年9月6日)までに全て売却しているから、ピクテ投資信託の
評価額は、売却時の価額の合計とするのが相当である。よって、上記①
から⑤までの事実によれば、ピクテ投資信託の売却額は合計4418万
8613円となるから、被告名義のピクテ投資信託の評価額は同金額と
するのが相当である。

25 なお、原告は、ピクテ投資信託は被告の購入費用は5360万円であ
るところ、損失を出しており、被告は原告が反対したにもかかわらず、

これを購入していることから、この損失を持ち戻して財産分与すべきと主張する。しかし、投資信託の評価額については、口頭弁論終結時の評価額とするのが原則であり、本件のように口頭弁論終結時までに売却している場合にはその売却時の価額で評価するべきであって、損失を持ち戻したり、購入時の価額で評価するのは相当ではなく、原告の主張は採用できない。

(オ) 被告名義の資産・負債 4－1 記載の年金（韓国の年金）について

原告は、被告は韓国企業で働いていた期間に年金の保険料を支払っており、被告が将来受け取ることができる韓国の年金を分与対象財産に加えるべきと主張する。

韓国においても年金制度があることは認められるが（甲 19）、被告において支払った保険料の具体的な金額は不明であり、また、本件において、被告が将来において韓国の年金を受け取る蓋然性についても明らかでない。そして、年金制度は、本件基準日において具体的な受給権が発生しているものでもないこと、生命保険などのように支払った保険料に見合う解約返戻金が算定できるものではないことなどを考慮すると、本件基準日における具体的給付としてこれを分与対象財産として計上するものとは言い難い。したがって、韓国の年金については、本件財産分与において、分与対象財産とするのは相当ではなく、原告の上記主張は採用できない。

(カ) 被告名義の資産・負債 5－1 記載の退職金について

前記認定事実(8)のとおり、被告は、平成 30 年 2 月に [REDACTED] 株式会社を退職し、退職金として 900 万円（税込み）を受け取っている。上記(ウ)で検討したとおり、上記退職金はウリ銀行の預金に入金されたと推認され、その後、ウリ銀行の預金の大半は被告名義の七十七銀行口座（村田支店）に送金されている。したがって、[REDACTED] 株式会社か

ら受け取った退職金は、本件基準日において被告名義の七十七銀行口座
(村田支店) 又はウリ銀行の預金に含まれているとみるべきであるから、
被告名義の退職金として別途計上する必要はない。

原告は、 株式会社の退職金も計上すべきと主張するが、
前記認定事実(5)のとおり、被告は、平成23年4月頃、 株
式会社を退社しており、退職金は既に被告名義の預金口座に入金される
などして、被告名義の資産に混入しているとみるべきであり、
 株式会社の退職金を被告名義の退職金として別途計上するのは相当
ではない。

イ 原告は、長女の大学入学以降、長女の養育にかかった費用は被告も負担
すべきであり、財産分与において考慮すべきと主張する。

(ア) 前記認定事実(6)のとおり、長女は、平成29年4月に大学に入学して
いるところ、まず、平成29年4月から本件基準日までの間の長女の養
育にかかった費用については、仮に原告名義の資産から支出したとして
も、夫婦の経済的協力関係は失われていないのであるから、夫婦共有財
産からの支出であり、原告及び被告において負担したものとみるべきで
ある。

そして、長女の養育にかかった費用の支出後、本件基準日時点でそれ
ぞれ残っている原告及び被告名義の資産を、原告と被告において清算す
れば足りる(仮に原告名義の資産から専ら支出したとすれば、その分被
告名義の資産が残っているのであり、これを分与対象財産とすれば足り
る)から、本件基準日までの間に長女の養育にかかった費用の支出につ
いて、これを財産分与において考慮する必要は特には認められない。

(イ) 次に、本件基準日以降に長女の養育にかかった費用について検討す
る。原告は、本件基準日から平成31年2月までの間、被告から婚姻費
用の支払を受けたとは認められず、長女の生活費及び学費について被告

に対し一定の分担を求めることが考えられる。

前記認定事実(9)及び(10)によれば、上記期間においても、本件婚姻費用審判と同様に、長女が未成熟子であることを前提として、標準算定方式に基づく算定表から算定される婚姻費用(主として長女の生活費及び学費の分担金)を月額1万円とみるのが相当であり、これに長女の学費(学納金)の上乗せ分として月額4万円を加算するのが相当である。したがって、上記期間において、被告に長女の生活費及び学費として分担を求めうる金額は月額5万円を限度とすべきである。したがって、本件財産分与においては、長女の生活費及び学費の被告分担金として、本件基準日(平成30年5月)から平成31年2月までの間の未払の分担金50万円(月額5万円×10か月)の限度で考慮しうると解される。なお、平成31年3月以降の長女の生活費及び学費の分担については、本件婚姻費用審判で定められたところであり、本件財産分与において重ねて考慮する必要はない。

(ウ) 原告は長女の生活費及び学費だけでなく、長女への仕送り、運転免許取得費用、二重整形費用などの負担を求めるが、原告と被告との間で、長女の大学進学については合意がなされていたものの、長女の養育にかかる費用の具体的な分担について合意がなされたとは認められないこと、原告と被告の別居後の経済状況などに鑑みると、上記金額を超えて、原告が負担したとされる長女の養育にかかった費用について、本件財産分与で考慮することが相当とはいえない。

(エ) よって、上記50万円の限度で、本件財産分与の具体的な金額を検討する際に一切の事情の一つとしてこれを考慮することとする。

(オ) なお、原告は、自宅土地及び自宅建物の固定資産税を負担していることから、これについても被告が一部負担すべきであり、財産分与において考慮すべきと主張する。しかし、原告は、自宅土地及び自宅建物に住

み、これを使用しており、後述のとおり、原告は自宅土地及び自宅建物を全部取得するものであるから、本件財産分与においては、原告が自宅土地及び自宅建物の固定資産税を負担しているとしても、被告が一部負担すべきとして財産分与において考慮することが相当とは認められない。

ウ 被告は、原告に対し、標準的に支払われるべき婚姻費用よりはるかに高額
の婚姻費用を支払っており、過当に支払われた婚姻費用については、財産分与の前渡しとして考慮すべきと主張する。

しかし、婚姻費用が合意に基づいて支払われた場合には、その金額があまりにも過大なものでない限り、財産分与において考慮するのは相当ではなく、本件においても、被告は自らの意思に基づいて送金をしており、合意に基づいて支払われたと認められるところ、その金額は平成20年6月
から平成30年8月までの間に合計5843万円であり、総額としては高額であるが、原告及び被告名義の保険料の支払や原告及び長女名義の積立預金に充てられた金額も含まれており、婚姻費用の支払として金額があまりにも過大とまでは認められない。

さらに、被告が継続的な送金をしていたのは平成29年4月までであつて、本件基準日より以前であり、生活費を超えて支払われた金額（余剰となる金額）があつたとしても、原告及び長女名義の積立預金など原告名義の資産に蓄えられ、本件基準日における分与対象財産として計上されているのであるから、これを前提に財産分与において清算すれば足り、財産分与の前渡しとして特に考慮する必要はない。したがって、被告の上記主張は採用できない。

エ 被告は、対象財産形成に対する寄与度について、被告が韓国で継続的に
高額の年収を得ることができたのは、被告の特別の努力や能力によるものであり、被告の寄与度は大きく、これを財産分与において考慮すべきと主

張する。また、本件基準日における対象財産形成に当たっては、平成20年6月以降、原告と被告は長期間別居しており、原告は被告の生活や資産形成に寄与することはなかったから、原告の寄与度は低く、これを財産分与において考慮しないことは公平に反するとも主張する。

5 まず、被告の寄与度については、前記認定事実(2)によれば、被告は研究者としての経歴及び能力によって、韓国企業において半導体LED等の開発・研究に従事し、1600万円という年収を継続的に得ていたものではある。しかし、財産分与における分与割合は、特段の事情がない限り、寄与度は相等しく、2分の1とするのが原則であり、例えば、高額所得者や
10 特殊な才能や技能を有する場合に限って、寄与度を変更することはありうるが、本件における被告の年収の金額や、被告が相応の収入を得ていたのは企業内での開発・研究に従事したからであって、あくまで社員として年収を得ていたことなど本件に顕れた事情に鑑みると、特殊な才能や技能を
15 有する場合に当たるとまではいい難く、被告の寄与度を変更すべき特段の事情は認められない。

また、原告の寄与度については、平成20年6月以降、原告と被告は別居してはいるものの、原告は長女と自宅で同居して、専ら一人で長女を養育し、自宅を管理し、日本国内での家計の管理をするなどして、夫婦の経済的協力関係を担っていたと評価してよく、長女が中学校に入ったころから働いていること（前記認定事実(9)）など本件に顕れた事情に鑑みて、原告の寄与度を下げるべき特段の事情は認められない。

したがって、被告の上記主張はいずれも採用できず、本件財産分与における分与割合は2分の1とするのが相当である。

- (3) 以上の判断をもとに計算すると、別紙2の本件一覧表①のとおり、本件基準日における原告名義の資産・負債の合計額は2005万3236円、被告名義の資産・負債の合計額は7216万7152円、原告・被告名義の資産

・負債の合計が9222万0388円となる。

5 なお、本件基準日における被告名義の資産・負債の合計額のうち不動産を除く流動資産の合計額は6526万7152円であるところ、被告が前記認定事実(10)のとおり、婚姻費用分担申立事件の審問期日で、被告の預貯金は投資信託も含めて合計6000万円程度であり、仙台市内のマンション購入に
10 五百数十万円と車両購入に五十数万円と研究開発事業のための費用に500万円以上使っているから、その残額が6000万円程度であると述べたことと整合しないようにも思われる。しかし、現時点で収益を上げていない研究開発事業のために500万円以上使ったとする点については裏付ける資料もなく、直ちに信用し難い一方、本件基準日後にマンション購入に五百数十万円と車両購入に五十数万円を支出して6000万円程度が残ったとすれば、
15 本件基準日における流動資産の合計額（6526万7152円）とほぼ整合する。原告は、審問期日で被告が述べた内容を指摘するなどして、被告名義の資産・負債が本件一覧表①記載の判明しているもの以外にも存在する可能性があると主張するが、以上により採用できない。

そして、上記(2)エのとおり、対象財産形成に対する原告と被告との寄与度を相等しいものとみて、各人が得るべき額は、4611万0194円となる。

20 また、原告は自宅土地及び自宅建物の被告の持分（5分の4）の取得を希望し、被告は自宅土地及び自宅建物の取得を希望しないことから、原告に自宅土地及び自宅建物の全部を取得させるのが相当である。

そこで、上記各人が得るべき額（4611万0194円）から本件一覧表①記載の原告名義の資産・負債の合計額（2005万3236円）及び自宅土地及び自宅建物の被告持分の評価額690万円（＝自宅土地610万円＋自宅建物の被告持分80万円）を控除すると、1915万6958円となる。
25 これに上記(2)イの事情など本件に現れた一切の事情を考慮すると、被告から原告に対し、財産分与として、1965万円（＝1915万6958円＋5

0万円（1万円未満切り捨て）の支払と自宅建物及び自宅建物の被告持分の分与を命ずることが相当と認める。

3 まとめ

以上によれば、原告の離婚請求は理由があるから認容するほか、被告に財産分与として1965万円の支払並びに自宅土地の所有権移転登記手続き及び自宅建物の被告の持分全部移転登記手続を命じることとし、主文のとおり判決する。

仙台家庭裁判所

裁判官

桑原 真貴 

別紙 1

物 件 目 録

1 土地

所 在 [REDACTED]

5 地 番 [REDACTED]

地 目 宅地

地 積 243.00m²

2 建物

所 在 [REDACTED]

10 家屋番号 [REDACTED]

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 71.42m²

2階 59.62m²

15

(共有持分 被告5分の4、原告5分の1)

婚姻関係財産一覧表(本件一覧表①)

原告名義の資産・負債(基準時・平成30年5月1日)

番号	項目	原告主張額	証拠	被告主張額	証拠	備考	認定額	認定証拠	認定理由
1	不動産								
1-1		¥0	甲1 5, 14	¥1,020,000	乙15	被告持分5分の4, 原告持分5分の1	¥200,000	甲18、96、97、乙5の1、2、乙15	当裁判所の判断2(2)ア(7)のとおり
2	預貯金								
	金融機関名	種目・口座番号							
2-1	七十七銀行村田支店	普通預金	¥1,514,533	甲6	¥1,514,533	甲6	¥1,514,533	甲6	
2-2	七十七銀行村田支店	積立預金	¥1,268,958	甲7	¥1,268,958	甲7	¥1,268,958	甲7	
2-3	仙台銀行船岡支店	普通預金	¥5,917,882	甲8	¥5,917,882	甲8	¥5,917,882	甲8	
2-4	みやぎ仙南農業協同組合村田支店	普通預金	¥5,035,100	甲9	¥5,035,100	甲9	¥5,035,100	甲9	
2-5	七十七銀行槻木支店	普通預金	¥358,612	甲10	¥358,612	甲10	¥358,612	甲10	
2-6	新生銀行本店	普通預金	¥973	甲12	¥973	甲12	¥973	甲12	
2-7	七十七銀行大河原支店	積立預金	¥0	甲16	¥4,079,740	甲13	¥4,079,740	甲16	長女名義 当裁判所の判断2(2)ア(イ)のとおり
3	株式等								
	銘柄	数量							
3-1	ピクテグローバルインカム株式ファンド(投資信託)	6,339,525口	¥1,677,438	甲11 乙14	¥1,677,438	甲11 乙14	¥1,677,438	甲11 乙14	
原告名義の資産・負債の合計			¥15,773,496		¥20,873,236	(暫定額)	¥20,053,236		

被告名義の資産・負債(基準時・平成30年5月1日)

番号	項目	原告主張額	証拠	被告主張額	証拠	備考	認定額	証拠	認定理由
1	不動産								
1-1		¥4,243,509	乙6	¥6,200,000	乙15		¥6,100,000	甲18、96、97、乙5の1、2、乙15	当裁判所の判断2(2)ア(7)のとおり
1-2		¥0	甲1 5, 14	¥4,080,000	乙15	被告持分5分の4, 被告持分5分	¥800,000		
2	預貯金								
	金融機関名	種目・口座番号							
2-1	七十七銀行村田支店	普通預金	¥13,423	乙3	¥13,423	乙3	¥13,423	乙3	
2-2	七十七銀行村田支店	普通預金	¥15,034,304	乙1-2	¥15,034,304	乙1-2	¥15,034,304	乙1-2	
2-3	七十七銀行本店	普通預金	¥3,030,812	乙2-2	¥3,030,812	乙2-2	¥3,030,812	乙2-2	
2-4	ウリ銀行		¥33,270,000		不明(あったとしても少額)	原告第12準備書面の第3	¥1,500,000		当裁判所の判断2(2)ア(ウ)のとおり
3	株式								
	銘柄	数量							
3-1	ピクテグローバルインカム株式ファンド(投資信託)	142,311,972口	¥53,600,000	乙4 甲21	¥37,655,747	乙4、乙14	¥44,188,613	甲22、98、乙4、14、株式会社七十七銀行からの回答書	当裁判所の判断2(2)ア(エ)のとおり
3-2	野村MRF		¥1,500,000		¥1,500,000	ソニー株の売却金	¥1,500,000		
4	年金								
4-1	韓国の年金	¥18,720,000		不明(あったとしても少額)	乙19	被告の年取1600万円×13年=2億0800円 2億0800万円×9%=1872万円	¥0	甲19	当裁判所の判断2(2)ア(オ)のとおり
5	退職金								
5-1	韓国の退職金	¥16,212,945				原告第12準備書面の第2	¥0		当裁判所の判断2(2)ア(カ)のとおり
被告名義の資産・負債の合計						(暫定額)	¥72,167,152		
原告名義・被告名義の資産・負債の合計						(暫定額)	¥92,220,388		

別紙 4

①七十七銀行・村田支店・ XXXXXXXXXX への送金額（実際に支払われた婚姻費用額）			②算定表上支払われるべき婚姻費用額 ※被告の年収を1600万円、原告の収入を2008年6月から2011年12月までは0円、2012年1月以降を200万円として、旧算定表で算出	③差額（過当に支払われた婚姻費用額）	
年	月	日	入金額		
2008	6		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2008	7		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2008	8		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2008	9		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2008	10		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2008	11		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2008	12		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2009	1		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2009	2		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2009	3		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2009	4		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2009	5		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2009	6		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2009	7		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2009	8		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2009	9		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2009	10		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2009	11		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2009	12		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2010	1		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2010	2		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2010	3		¥610,000	¥270,000	¥340,000
2010	4	13	¥200,000	¥270,000	¥-70,000
2010	4	26	¥610,000		¥610,000
2010	5	13	¥100,000	¥270,000	¥-170,000
2010	5	20	¥1,470,000		¥1,470,000
2010	5	24	¥610,000		¥610,000
2010	6	26	¥610,000	¥270,000	¥340,000
2010	7	26	¥610,000	¥270,000	¥340,000
2010	8	12	¥1,000,000	¥270,000	¥730,000
2010	8	24	¥610,000		¥610,000
2010	9	24	¥610,000	¥270,000	¥340,000

2010	9	28	¥120,000			¥120,000
2010	10	25	¥610,000		¥270,000	¥340,000
2010	11	24	¥610,000		¥270,000	¥340,000
2010	12	21	¥100,000		¥270,000	¥-170,000
2010	12	24	¥610,000			¥610,000
2011	1	24	¥610,000		¥270,000	¥340,000
2011	2	24	¥610,000		¥270,000	¥340,000
2011	3	22	¥150,000		¥270,000	¥-120,000
2011	3	24	¥610,000			¥610,000
2011	4	5	¥750,000		¥270,000	¥480,000
2011	4	5	¥85,000			¥85,000
2011	5	24	¥650,000		¥270,000	¥380,000
2011	6	24	¥650,000		¥270,000	¥380,000
2011	7	21	¥650,000		¥270,000	¥380,000
2011	8	1	¥200,000		¥270,000	¥-70,000
2011	8	15	¥650,000			¥650,000
2011	9	15	¥650,000		¥270,000	¥380,000
2011	10	14	¥650,000		¥270,000	¥380,000
2011	11	15	¥650,000		¥270,000	¥380,000
2011	12	16	¥650,000		¥270,000	¥380,000
2012	1	13	¥300,000	申立人が就職	¥240,000	¥60,000
2012	2	16	¥300,000		¥240,000	¥60,000
2012	3	15	¥300,000		¥240,000	¥60,000
2012	4	16	¥300,000		¥240,000	¥60,000
2012	4	24	¥120,000			¥120,000
2012	5	15	¥300,000		¥240,000	¥60,000
2012	6	15	¥300,000		¥240,000	¥60,000
2012	7	17	¥300,000		¥240,000	¥60,000
2012	8	16	¥300,000		¥240,000	¥60,000
2012	9	25	¥200,000		¥240,000	¥-40,000
2012	10	17	¥120,000		¥240,000	¥-120,000
2012	10	25	¥60,000			¥60,000
2012	10	30	¥30,000			¥30,000
2012	11	19	¥150,000		¥240,000	¥-90,000
2012	11	24	¥50,000			¥50,000
2012	12	17	¥210,000		¥240,000	¥-30,000
2013	1	21	¥180,000		¥240,000	¥-60,000
2013	2	21	¥100,000		¥240,000	¥-140,000
2013	2	21	¥80,000			¥80,000

2013	3	12	¥400,000			¥400,000
2013	4	15	¥600,000		¥240,000	¥360,000
2013	5	20	¥400,000		¥240,000	¥160,000
2013	6	19	¥400,000	長女が15歳	¥270,000	¥130,000
2013	7	16	¥400,000		¥270,000	¥130,000
2013	8	12	¥500,000		¥270,000	¥230,000
2013	9	13	¥400,000		¥270,000	¥130,000
2013	10	15	¥400,000		¥270,000	¥130,000
2013	11	14	¥400,000		¥270,000	¥130,000
2013	12	19	¥500,000		¥270,000	¥230,000
2014	1	20	¥400,000		¥270,000	¥130,000
2014	2	17	¥500,000		¥270,000	¥230,000
2014	3	13	¥400,000		¥270,000	¥130,000
2014	4	14	¥800,000		¥270,000	¥530,000
2014	5	20	¥400,000		¥270,000	¥130,000
2014	6	17	¥400,000		¥270,000	¥130,000
2014	7	9	¥400,000		¥270,000	¥130,000
2014	8	8	¥400,000		¥270,000	¥130,000
2014	9	26	¥300,000		¥270,000	¥30,000
2014	10	17	¥140,000		¥270,000	¥-130,000
2014	10	23	¥250,000			¥250,000
2014	11	25	¥160,000		¥270,000	¥-110,000
2014	12	2	¥490,000		¥270,000	¥220,000
2014	12	2	¥10,000			¥10,000
2014	12	2	¥100,000			¥100,000
2015	1	15	¥10,000		¥270,000	¥-260,000
2015	2	21	¥310,000		¥270,000	¥40,000
2015	3	12	¥400,000		¥270,000	¥130,000
2015	4	2	¥360,000		¥270,000	¥90,000
2015	5	14	¥350,000		¥270,000	¥80,000
2015	6	22	¥340,000		¥270,000	¥70,000
2015	7	15	¥400,000		¥270,000	¥130,000
2015	8	11	¥350,000		¥270,000	¥80,000
2015	8	18	¥220,000			¥220,000
2015	9	7	¥20,000		¥270,000	¥-250,000
2015	9	17	¥450,000			¥450,000
2015	10	1	¥70,000		¥270,000	¥-200,000
2015	10	1	¥900,000			¥900,000
2015	11	16	¥450,000		¥270,000	¥180,000

2015	12	16	¥520,000			¥520,000
2016	1	8	¥450,000		¥270,000	¥180,000
2016	2	6	¥450,000		¥270,000	¥180,000
2016	2	6	¥20,000			¥20,000
2016	2	6	¥20,000			¥20,000
2016	3	9	¥520,000		¥270,000	¥250,000
2016	4	10	¥500,000		¥270,000	¥230,000
2016	4	29	¥155,000			¥155,000
2016	5	14	¥400,000		¥270,000	¥130,000
2016	5	16	¥260,000			¥260,000
2016	5	16	¥30,000			¥30,000
2016	5	16	¥60,000			¥60,000
2016	6	16	¥450,000		¥270,000	¥180,000
2016	6	24	¥100,000			¥100,000
2016	7	11	¥450,000		¥270,000	¥180,000
2016	8	12	¥500,000		¥270,000	¥230,000
2016	8	29	¥50,000			¥50,000
2016	9	17	¥450,000		¥270,000	¥180,000
2016	10	12	¥700,000		¥270,000	¥430,000
2016	11	12	¥450,000		¥270,000	¥180,000
2016	12	12	¥55,000		¥270,000	¥-215,000
2016	12	12	¥26,000			¥26,000
2016	12	12	¥50,000			¥50,000
2016	12	12	¥120,000			¥120,000
2017	1	10	¥250,000		¥270,000	¥-20,000
2017	1	11	¥200,000			¥200,000
2017	2	11	¥250,000		¥270,000	¥-20,000
2017	2	11	¥200,000			¥200,000
2017	3	10	¥450,000		¥270,000	¥180,000
2017	4	21	¥200,000		¥270,000	¥-70,000
2017	4	29	¥5,000,000			¥5,000,000
2017	5	24	¥-3,000,000		¥270,000	¥-3,270,000
2017	6	18	¥42,000		¥270,000	¥-228,000
2017	6	27	¥54,000			¥54,000
2017	6	27	¥1,000			¥1,000
2017	8	24	¥2,000		¥270,000	¥-268,000
合計			¥58,430,000		¥28,680,000	¥29,750,000

これは正本である。

令和4年11月8日

仙台家庭裁判所

裁判所書記官

佐藤正学



